

徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第十四号

徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十五の項の次に次のように加える。

五十五の二 建築基準法第五十二条第六項第三号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査 二万七千円

別表第一の五十六の項の次に次のように加える。

五十六の二 建築基準法第五十三条第五項（第四号に係る部分に限る。）の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 三万三千元

別表第一の五十九の項の次に次のように加える。

五十九の二 建築基準法第五十五条第三項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 十六万円

別表第一の六十の項中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第四項各号」に、「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同表の七十の項中「の建築物」の下に「の敷地」を加え、同表の七十五の項中「既存建築物及び当該建築物を前提として建築される建築物」を「建築物の敷地」に、「既

存建築物を」を「その位置及び構造が前提とされる現に存する建築物を」に改め、同表の七十五の二の項中「の建築物」の下に「の敷地等」を加え、同表の七十五の三の項中「既存建築物及び当該建築物を前提として建築される建築物」を「建築物の敷地等」に、「既存建築物を」を「その位置及び構造が前提とされる現に存する建築物を」に改め、同表の七十六の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「新築又は増築等に係る建築物の位置及び構造」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表の七十六の二の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「新築又は増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表の七十六の三の項中「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「新築又は増築等」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表の七十七の項中「一又は二以上の建築物等の」を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。